

平成21年11月
特 許 庁

1. 改善を行った、または今後、改善に向けて取り組むもの

①特許電子図書館の接続時間について

【ご意見】 IPDL(特許電子図書館)ちょっと時間をおくとタイムアウトになる点が改善されるとありがたい

【検討結果】 多くのユーザーに[IPDL](#)をご利用して頂くため、所定の時間内に操作がない場合はサーバーの負荷を軽減するために処理を終了する仕組みをとっております。なお、一部のサービスでは他のサービスよりも所定時間が短く設定されておりましたので、他のサービスと同様にするシステム改善を平成22年3月末に実施する予定です。

②弁理士による情報提供について

【ご意見】 支援制度について、弁理士事務所は面倒くさいのかあまり積極的にやってくれないし、情報も教えてくれない。

【検討結果】 21年3月に、支援制度について弁理士に対する周知を徹底すべく日本弁理士会に要請したところ、7月には各種支援事業を紹介した「[中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド](#)」を日本弁理士会を通じて全国の弁理士約 8,500 人に配付いたしました。配付に際しては、中小企業の皆様が積極的に活用していただけるように支援策の紹介、周知の協力をお願いしております。今回、このようなご意見をいただいたことについて、日本弁理士会に対して再度周知を図るとともに、今後の状況を見据えつつ、必要に応じてさらなる対処を検討していきます。

③初心者用ビデオ制作について

【ご意見】 特許制度の初心者向けビデオ等を作成していただきたい。

【検討結果】 特許庁は、知的財産制度を学びたい方々向けに、[初心者向け説明会のテキスト](#)や[意匠制度](#)、[商標制度](#)をわかりやすくご紹介する映像コンテンツを特許庁ホームページにて配信しています。また、中小企業の皆様に特許制度をご理解いただくため、[特許庁の職員による訪問活動](#)を行っています。ご提案のビデオにつきましては、特許制度にご理解いただくための重要なツールとして、ホームページ等により公開できるよう検討してまいります。

④特許庁ホームページについて

【ご意見】 自身で出願した際、参考になったのは特許庁の HP ではなく、実際に手

続を行った個人の HP だった。もっと一般的な初心者や知識のない人にも分かり易くしていただきたい。

【検討結果】 特許庁は、初心者の方々が容易に出願手続等をご理解いただけるようホームページの改善を行ってまいります。

2. 既存の制度や事業等の利用についてユーザーのご理解を深めていただくもの

① 審査着手時期の延長について

【ご意見】 特許審査について、審査を遅らせる仕組みがほしい。逆に審査期間を長くして下さいということは出来ないのか。

【検討結果】 現在のところ、審査を遅らせる制度はございません。ご要望につきましては、今後の施策検討の参考にさせていただきます。

② 意匠権の権利範囲について

【ご意見】 意匠はちょっとデザインを変えれば権利侵害を回避してしまうため、特許に比べると弱い権利なのかなと感じる。

【検討結果】 意匠権は同一の意匠だけでなく類似の意匠まで及ぶため、多少のデザイン変更が行われたとしても権利行使が可能です。さらに、関連意匠制度を戦略的に活用して、実施意匠に類似する周辺意匠を権利化することで、より強固なデザイン保護を行うことができます。このような[意匠制度](#)の活用については、特許庁審査業務部意匠課企画調査班(03-3581-1101 内線 2907)までお問い合わせ下さい。なお、社団法人日本デザイン保護協会(03-3591-3031)でもデザイン保護に関する相談業務を行っております。

③ 模倣品対策のマニュアルについて

【ご意見】 模倣対策について教えてくれるところやマニュアルがあるとありがたい。

【検討結果】 [模倣品・海賊版対策](#)については、経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室(03-3501-1701)に設置した「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」及び特許庁国際課模倣品対策班(03-3581-1101 内線 2565)において受け付けております。また、特許庁では模倣品被害の多発する国・地域での対策方法に関する[「模倣対策マニュアル」](#)を国別に作成し、特許庁 HP において公開しております。

④ 料金減免の3%の要件について

【ご意見】 研究開発型中小企業の特許料等の減免要件となる3%要件とは何の項目をカウントしたらよいか分かりにくい。

【検討結果】 [研究開発型中小企業の軽減要件](#)のうち3%要件である「試験研究費等」には例えば、研究者の人件費や研究に要した原材料費、他の者

に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用等が該当します。個別事案につきましては、管轄の[経済産業局等](#)にお問い合わせください。

⑤外国出願の助成制度について

【ご意見】 国で補助を考えてもらわないと外国出願できず、外国で真似されるのが悔しい。

【検討結果】 中小企業の外国出願を支援するため、[都道府県等の中小企業支援センター](#)を通じて、特許出願に係る外国出願手数料、外国代理人費用、翻訳費用等の助成を行っていますのでご利用ください。

⑥裁判費用の助成について

【ご意見】 特許裁判の費用を助成してくれるような支援を要望する。

【検討結果】 特許侵害裁判の費用に関する直接的な支援ではありませんが、特許発明の技術的範囲について中立・公平な立場から公式な見解を特許庁に求めることができる[判定制度](#)がございます。[判定制度](#)を有効に活用することにより無駄な特許紛争を未然に防止することが可能となります。また、[特許庁の判定制度](#)以外には、日本知的財産仲裁センターのセンター判定、弁護士・弁理士の鑑定がございます。

⑦特許情報活用支援アドバイザーの指導について

【ご意見】 特許情報活用支援アドバイザーに、特許情報の活用や取得した特許の管理方法等指導してもらいたい。

【検討結果】 特許庁では([独](#))[工業所有権情報・研修館](#)を通じて、特許情報の検索方法から戦略的活用まで様々なご要望にお応えするため、53名の[特許情報活用支援アドバイザー](#)を地方自治体に派遣しています。お問い合わせ先を[特許情報活用支援アドバイザー一覧](#)にてご確認のうえ、お近くのアドバイザーまでご相談ください。

⑧特許侵害に関する事前調査方法について

【ご意見】 設計を始める前に他の特許に侵害しないかを簡単に調べられれば助かる。

【検討結果】 [特許電子図書館\(IPDL\)](#)では過去に出願された特許等の内容を確認することができますのでご利用下さい。IPDLではヘルプデスクを設置していますので、詳しい使い方などについてはヘルプデスク(03-5690-3500)までお問い合わせ願います。

また、上記⑦にございますように、[特許情報活用支援アドバイザー](#)を地方自治体に派遣し、[IPDL](#)を使った特許情報の検索指導を行っておりますので、併せてご利用ください。

⑨特許電子図書館(IPDL)の検索方法について

【ご意見】 IPDLはあまりに検索種類がありすぎて、これは初心者には無理だと思う。

【検討結果】 [IPDLではヘルプデスクを設置しています](#)ので、詳しい使い方などについてはヘルプデスク(03-5690-3500)までお問い合わせ願います。また、初心者向け検索もごさいますのでご利用下さい。上記⑦⑧にごさいますように、[特許情報活用支援アドバイザー](#)を地方自治体に派遣し、IPDLを使った特許情報の検索指導を行っておりますので、併せてご利用ください。

⑩先行技術調査機関の情報漏洩について

【ご意見】 企業系列の調査会社では技術情報の漏洩が心配なので、財団だか社団だか公的な調査機関に依頼した記憶がある。

【検討結果】 技術情報の漏洩がおこらないように調査事業社を選定する要件として機密保持義務を課しています。また当庁職員が調査事業者の検索場所に赴き、機密保持の基準に合致していることを確認しております。更に、[先行技術調査](#)を行う検索者にも機密保持義務を課しておりますので、財団・社団法人以外でも安心してご利用ください。

⑪弁理士の地域間格差について

【ご意見】 地方には弁理士が少なく困っている中小企業が多いと思うので、地域間の格差を是正してほしい。

【検討結果】 日本弁理士会が各県に地域窓口責任者を配置し、地方の利用者への利便を図っております。また、各地方に出張可能な弁理士を、弁理士会のホームページにて検索することが可能です。

3. 今後も継続して取り組んでいくもの(2.を除く)

①特許の新規性の判断について

【ご意見】 新規性がないものまで特許になっているものが何件か見受けられる。

【検討結果】 特許審査の質の維持・向上のため、それぞれの技術分野の審査を担当する技術単位では、複数の審査官による協議や管理職等による内容チェックを行っています。また、万が一新規性がないにもかかわらず、特許となった出願がある場合には、[無効審判請求](#)により特許権を消滅させることも可能です。

なお、特許出願に係る発明が新規性を有していないといった情報を受け付ける情報提供制度を設けており、提供された情報は審査に活用させていただいております([参考:特許庁 HP「情報提供制度について」](#))。審査の向上のために、審査に有益な情報があれば是非情

報提供にご協力をお願いいたします。

②特許の拒絶理由通知の判断について

【ご意見】 特許出願をすると、拒絶理由通知が必ず来るがとりあえず拒絶するというスタンスはどうかと思う。また、拒絶理由通知をもらったとき、引例が的はずれではないかと思うことがある。

【検討結果】 審査官は、[審査基準](#)に照らして拒絶理由が存在するか否かを客観的に判断した上で、拒絶理由が存在すると判断した場合にのみ拒絶理由を通知しており、とりあえず拒絶理由を通知してはおりません。また、出願人の皆様が理解しやすいように、引用文献のどの箇所に何が記載されており、なぜその引用文献を提示したのかを、拒絶理由に分かり易く記載することを引き続き徹底いたします。なお、拒絶理由通知には問合せ先が記載されていますので、個別の出願について拒絶理由通知の理解が困難な場合には審査官に電話等で問い合わせてください。

③巡回審査の件数について

【ご意見】 巡回審査でまとめて10件というと大変なので、少しずつやってもらえるとありがたい。

【検討結果】 [巡回審査](#)は、地方へ出張する必要があることから、効率性を考慮し、ある程度の件数をまとめて行っております。可能な範囲でご対応いただければ結構ですので、対応が困難な場合は、担当審査官または調整課面接審査管理専門官(03-3581-1101 内線3114)まで御相談ください。

④明細書の書き方について

【ご意見】 明細書の書き方についてのセミナーを開催して欲しい。

【検討結果】 特許庁では、実務者を対象にした知的財産権に関する「[実務者向け説明会](#)」を毎年全国主要都市で開催しており、その説明会において明細書の書き方についても紹介させていただいております。本年度の開催については、特許庁ホームページの[知的財産権イベントカレンダー](#)を参照ください。

⑤模倣品対策に関する対応について

【ご意見】 日本には模倣品被害企業がたくさんあると思われるので、国をあげて行動を起こさなければならないと思う。

【検討結果】 我が国では、[模倣品・海賊版](#)などの海外における知的財産権侵害問題の解決をめざす企業・団体の集まり「国際知的財産フォーラム(IIPPF)」(事務局:ジェットロ)が組織されております。政府も、このIIPPF

と連携して、模倣被害の多い中国等に対して官民合同ミッションを派遣し、相手国政府や関係機関に対して取締り強化を働きかける等、関係機関が一体となって行っております。

⑥中小企業に対する支援策について

【ご意見】 支援策を知り料金に対する不安も多少なくなったが、まだまだこういった支援策を知らない中小企業は多いと思うので、引き続きPRをしていただきたい。

【検討結果】 各種支援事業を紹介した「[中小・ベンチャー企業のための知財支援ガイド](#)」を作成し、都道府県の支援機関、全国の弁理士及び平成19年度に特許出願した約15,000社の中小企業等に順次配布しております。各経済産業局等特許室や発明協会の各支部等からも入手できます。また、[産業財産権専門官](#)が全国で行っている説明会等で支援策を紹介をするなど、普及・啓発に努めております。更に、ご要望があれば全国各地の中小企業の方々にご説明に伺いますのでご利用ください。

⑦パテントマップの情報発信について

【ご意見】 パテントマップのワールドワイド版のようなものがあれば情報発信して欲しい。

【検討結果】 特許庁では、内外の特許情報を基に多面的に技術動向を分析した[特許出願技術動向調査](#)を実施しています。本調査は、日本だけでなく、米国、欧州、中国、韓国など海外の特許情報についても分析することで、我が国が優位あるいは劣位にある分野等について分析を行っております。調査結果については、特許庁ホームページに掲載するなど積極的に情報発信を行い、企業や大学等の研究開発戦略、事業戦略等を支援しております。今後も引き続き、講演や原稿執筆等を通じて調査結果を広く情報発信してまいります。

⑧弁理士の活用について

【ご意見】 特許関係手続について、出願人でもできるものと弁理士に任せたいほうが良いものの一覧表があるとありがたい。

【検討結果】 出願人ご本人でも可能な特許関係手続は、その手続等の習熟度により異なるため明確な切り分けは困難ですが、手続をされる際の参考となるよう、出願手続等の作成に係るセミナー等を各地域で実施するとともに、ホームページにおいても[各種手続に関する様式や方法について](#)掲載しております。今後も、ホームページの充実化を図り、出願人の方にとって有益となる情報を発信してまいります。